

不服申立て事案答申第 248 号

不服申立て事案諮問第 266 号

件名：ドライブレコーダーの映像の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 5 月 25 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 6 月 8 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

審査請求人は、令和 5 年 5 月 25 日に愛知県 A 警察署（以下「A 警察署」という。）の個人情報窓口において、同人が特定年月日に A 警察署の警察官に交通取締りを受けた際のパトロールカー（以下「パトカー」という。）のドライブレコーダーの映像、交通反則切符及び捜査報告書の開示を求める保有個人情報開示請求書を提出したことから、A 警察署の担当者は、これを受理した。

なお、当該開示請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄には、私が特定年月日、A 警察署の警察官に交通取締りを受けた際のパトロールカーに備え付けられたドライブレコーダーの映像、交通反則切符、道路交通法違反被疑事件捜査報告書（請求日現在、愛知県 A 警察署地域課、交通課で保管するもの）と記載されている。

(イ) 保有個人情報開示請求書の補正

令和5年5月31日、審査請求人からA警察署に電話があり、「先日私が請求した保有個人情報開示請求書のうち、ドラレコを残して交通反則切符と報告書は請求を取下げてください」と、保有個人情報開示請求書の補正を申し立て、さらに、「A警察署に行かずに済む方法を教えてください」と申し立てた。

同補正については、請求者に対して補正を求める必要のない軽微なものであったことから、住民サービス課の職員が職権で補正を行うこととした。

補正については、上記開示請求をする保有個人情報の内容欄に記載された「、交通反則切符、道路交通法違反被疑事件捜査報告書」「、交通課」の部分に取り消し線を引き、その内容を「私が特定年月日、A警察署の警察官に交通取締りを受けた際のパトロールカーに備え付けられたドライブレコーダーの映像（請求日現在、愛知県A警察署地域課で保管するもの）」と補正し、さらに備考欄に補正した旨及び年月日並びに補正した職員の職名及び氏名を記載した。

(ウ) 本件処分

処分庁は、本件保有個人情報を、法第81条に規定される、保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる「保有個人情報の存否に係る情報」に該当すると認め、保有個人情報不開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

(ア) 法第81条は、開示請求者に対し、当該開示請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるとされている。

また、愛知県における個人情報の保護に関する法律・個人情報の保護に関する法律施行条例解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）によれば、「開示請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報の存否自体の情報が法第78条第1項各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいい、例えば、内偵情報、候補者名簿、内部告発情報に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人を対象とした犯罪捜査の有無、候補者としているか否か、内部告発の有無を明らかにしてしまう場合などがこれに当たるとされている。

さらに、解釈運用基準には、

- ・存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるような性質の

保有個人情報については、開示請求の対象となるものが存在しない場合であっても、その性質上常に存否を明らかにしないで不開示決定をしなければならない。

・「当該開示請求を拒否すること」は、法第82条第2項の規定に基づき、「開示をしない旨の決定」をすることにより行う。
とされている。

(イ) 本件開示請求の対象となる保有個人情報は、仮に存在するとすれば、審査請求人がA警察署の警察官に交通取締りを受けた際のパトカーのドライブレコーダーの映像であり、犯罪立証上重要な証拠となり得る情報である。

また、存在しないとすれば、犯罪立証上重要な証拠が存在しないことが審査請求人に明らかとなり、審査請求人の供述や認否に影響を与えるおそれがあることとなる。

したがって、当該保有個人情報の存否を回答すること自体が、法第78条第1項第5号に規定される不開示情報である犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められたため、当該保有個人情報の開示をしない旨の決定を行ったものである。

(ウ) 本件処分は、上述のとおり法第81条の規定に基づいた保有個人情報の存否に係る情報であることから不開示としたものであり、法律の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「私自身の記憶では、歩行者は自転車にまたがっており、歩行者ではないものと認識しているため、歩行者であったことを映像により確認し、それにより、自分の認識の誤りを自覚するため」と主張している。

しかしながら、本件処分は(1)のとおり、法律の規定に基づく適正な処分であり、審査請求人の主張には理由がなく、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法律の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が特定年月日にA警察署の警察官に交通取締りを受けた際の、パトカーに備え付けられたカメラにより

撮影された映像であって、開示請求日現在、愛知県 A 警察署地域課で保管するものである。

処分庁は、本件請求対象保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで法第 78 条第 1 項第 5 号に規定する犯罪捜査等情報を開示することとなるため、法第 81 条の規定により存否応答拒否による不開示決定を行っていることから、その適否について以下検討する。

(2) 法第 81 条該当性について

ア 当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、本件請求対象保有個人情報の存否を明らかにすることは、車載カメラによる撮影基準を明らかにすることと同義であり、また、道路交通法違反に関する審査請求人の供述や認否に影響を与えるおそれがあるため、当該保有個人情報の存否を回答すること自体が、法第 78 条第 1 項第 5 号に規定される不開示情報である犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるとのことである。

審査請求人は、反論書において、取り締まりを受けた際、警察職員からドライブレコーダーの映像があると聞き取った旨を主張しているが、当審議会において処分庁に確認したところ、パトカーにカメラが備え付けられていることは説明したが、審査請求人の違反状況が録画されているか否かについては明らかにしていないとのことである。

これらを踏まえて当審議会において検討したところ、本件請求対象保有個人情報の存否に関する情報を明らかにすることは、本来本人が知ることができない警察による捜査の実態を明らかにする結果となり、また、審査請求人の供述や認否に影響を与えるおそれがあると認められ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があるといえる。

よって、本件請求対象保有個人情報の存否に関する情報は、法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する。

イ 以上のとおり、本件請求対象保有個人情報の存否を明らかにすることは、法第 78 条第 1 項第 5 号に規定する不開示情報を開示することと同様の結果となることから、処分庁が法第 81 条の規定により、本件請求対象保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私が特定年月日、A 警察署の警察官に交通取締りを受けた際のパトロールカーに備え付けられたドライブレコーダーの映像（請求日現在、愛知県 A 警察署地域課で保管するもの）

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
5. 9. 27	諮詢（弁明書の写しを添付）
6. 9. 30 (第 241 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6. 10. 28 (第 242 回審議会)	審議
6. 11. 27	答申